

事 務 連 絡
平成21年 6 月 1 2 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産パプリカ)

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成21年3月30日付け事務連絡)にてお知らせしたところですが、今般、韓国政府から、パプリカ(ジャンボピーマン)に係る登録業者の追加について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表9を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。